財団法人船員保険会における節電実行計画

1. 基本方針

財団法人船員保険会は、政府の節電実行方針(平成23年5月31日 電力需給対策本部)並びに厚生労働省節電実行計画(平成23年6月31日 厚生労働省)等を参考とし、本会医療施設及び保養施設とも利用者が長時間滞在する施設であって、医療施設においては利用者の健康面を支える施設であること、特に病院は患者の生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備を有していることを考慮し、利用者及び職員の保健衛生及び安全に充分な配慮を行いつつ、実効ある節電策を講ずるための計画を策定する。この計画の実行により、東京電力管内及び東北電力管内の需要施設について、平成23年度夏期のピーク期間・時間帯(※)における最大使用電力の抑制に積極的に取り組むとともに、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力総量の抑制に取り組む。

(※) 平成23年7月~9月(平日)の9時~20時

2. 計画対象事業所

東京電力管内及び東北電力管内に所在する本部及び全施設(計8カ所)を対象として、それぞれ最大使用電力の抑制目標を設定する。

ただし、病院については、原則として患者の診療に直接影響を与えない部門を対象とする。

3. 抑制目標

(1) 本 部

最大使用電力 前年比25%抑制

- … 厚生労働省節電実行計画に沿い、政府目標を上回る25%抑制を目指す。
- (2) 病 院(2カ所)

最大使用電力 前年比 3%抑制

… 制限緩和の適用(削減率0%)を受けているが、管理エリア等を中心とした た節電に努める。 (3) 健康管理センター(2カ所)

最大使用電力 前年比10%抑制

・・ 医療施設は種別としては制限緩和(削減率0%)の対象であるが、2カ所の健康管理センターはいずれも小口需要家である。

病院に比して利用者へ与える影響が小さいことから、管理エリア等を中心 とした節電に努め、10%の抑制を目指す。

(4) 保養所(3カ所)

最大使用電力 前年比10%抑制

… ホテル・旅館は種別としては制限緩和(削減率10%)の対象であるが、 3カ所の保養所はいずれも小口需要家である。

期間中、一部保養所において被災者の受け入れ等の対応を継続するため、 利用者等の保健衛生及び安全に充分な配慮を行いつつ、管理エリア等を中 心とした節電に努め、10%の削減を目指す。

4. 実施期間

本計画の実施期間は、平成23年7~9月とする。

5. 具体的取り組み

- (1) 全事業所における基礎的な電力使用の抑制(一部施設では管理エリアのみ)
 - 室温28℃設定の徹底
 - ② 未使用或いは共用部分の空調機停止
 - ③ 照明の間引き
 - ④ 洗面用電気温水器の停止
 - ⑤ パソコンディスプレイの照度低下及び節電モード設定
 - ⑥ ウォシュレットの温水・温便座の停止
 - ⑦ 給湯ポット等の使用停止
 - ⑧ 窓ブラインド等の適正活用
- (2) 本部における設備運用変更による使用電力の抑制
 - ① 機械室等の換気ファンの間引き運転
 - ② 事務室窓への遮熱加工施行

(3) 全事業所における職員への啓蒙 節電実行計画の明示及び定期的な実績の周知

6. 進捗管理

定期的に節電実績のチェックを行い、実行計画の進捗状況を確認する。

7. 節電実行計画対象施設一覧

種別	事業所名	制限緩和	抑制目標	備考
		水準	(%削減)	
本	財団法人船員保険会		25. 0	
部				
医	せんぽ東京高輪病院	0%	3. 0	
療	横浜船員保険病院	0%	3. 0	
施	船員保険健康管理センター	_	10. 0	
設	船員保険芝浦健康管理センター	_	10.0	
保	三崎船員保険保養所	_	10.0	
養	箱根船員保険保養所	_	10. 0	
施	鳴子船員保険保養所	_	10. 0	
設				